

# 学校感染症による出席停止について

## 1 学校において注意すべき感染症の種類

学校保健安全法施行規則に定められている学校感染症は、次のとおりです。これらの病気にかかると(疑い・おそれを含む)、出席停止の措置をとります。

第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(病原体が SARS コロナウイルスであるものに限る)、中東呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属 MERS コロナウイルスであるものに限る)、特定鳥インフルエンザ
第二種	インフルエンザ、百日咳、麻しん、流行性耳下腺炎、風しん、水痘、咽頭結膜熱、結核、髄膜炎菌性髄膜炎
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症(O157 など)、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症

※ その他の感染症は、伝染病の種類や地域、学校における発生・流行の状況等を考慮のうえ判断します。

## 2 出席停止の手続き

